

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所調査研究部病菌担当
部署の業務内容	植物検疫に係る病害の生理、生態、検出技法等についての調査、研究

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	業務の性質上、直接、国民からの問い合わせや苦情等はないが、このような事例があった場合は親切・丁寧な対応をすること、また、当担当で対応できない件についてはしかるべき部署を紹介するよう周知徹底している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	直接国民からの問い合わせ等がなく評価を受けた事例はないが、常に国民の視線に立って業務の点検、実行を行うよう職員を指導している。
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	苦情・要請・内部告発を受けた場合は、統括調査官または総合調整次席調査官が対応することとしている。該当事例が発生した場合には、親切、丁寧、公平な対応が出来るよう日頃から職員を指導している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	調査研究という業務の性質上、国民に対する政策目的や政策効果の説明等を直接行う場面はないが、農水省が主催する公聴会、説明会等において技術・科学的な側面から説明を担当することがある。このため、分かりやすい資料の作成や説明を心がけている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	調査研究業務という面では科学的根拠の下でも常に我が国の農業及び国民生活に資することを大前提として業務行っており、公平なものと考えている。

	農業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	業務の性質上、特定の分野、団体に関する事項はない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—	当担当の業務は、植物の病害に関する調査研究であり、植物の病害で人間に被害を与えるものはない。しかし、植物検疫全体を考えると、日本農業の安全を守ることであり、食の安全と密接に関係していることは言うまでもない。このため、業務を行う際には常に食の安全を念頭に置いている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	BSE発生後、当担当の業務について見直しを行った。また、その後も事故米事件を教訓に、再度見直しを行ったが、関連する事項はなかった。 当担当の業務は植物病害に関する調査研究であるが、植物検疫全体はこれと密接に関係するものであることを常に意識し業務を遂行している。 当担当の業務は、間接的ではあるが国民の健康を守ることであるため、調査研究は当然、科学的知見や証拠に基づき実施されている。 他部署の食の安全業務については、あまり意識することがなく、働きかけも行っていない。今後、縦割りの垣根を取り払い他部署の動きにも注意を払っていく必要がある。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているもののなかで、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	総論に同じ

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			